

公立大学法人島根県立大学と島根県農業協同組合との
包括的連携に関する基本協定書

(目的)

第1条 本協定は、公立大学法人島根県立大学（以下「県立大学」という。）と島根県農業協同組合（以下「JAしまね」という。）が包括的な連携のもと、地域の農産品等の地域食材の品質を向上させ、健康的な食生活による疾患予防と豊かな食文化の発展に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 県立大学とJAしまねは、次の事項について連携・協力する。

- (1) 農産品の基礎研究・分析・企画・商材研究、その他食と農と環境と言った島根県の次世代にも引き継ぐことが出来るテーマについての研究に関する事。
- (2) 県立大学とJAしまねの持つ人的資源、知的資源、物的資源の活用に関する事。
- (3) 人材育成及び栄養学・医学等の学術の発展に関する事。
- (4) 学生の社会貢献・地域交流に関する事。
- (5) その他前条の目的に資すること。

(協議)

第3条 本協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項等必要な事項については、両者協議のうえ定める。基本協定に関し記載の無い事項については、両者が誠意を持って協議する。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに県立大学とJAしまねのいずれからも解除の申入れがないときは、更に1年間の有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 県立大学とJAしまねは、本協定の有効期間内であっても両者協議・合意の上で本協定を変更することができる。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、両者記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成30年11月26日

公立大学法人島根県立大学

理事長

清原正義

島根県農業協同組合

代表理事組合長

下正幸